125	横尾　吉隆	159	木曽　智幸
180	杉山　利彦	182	柳　　宏幸
184	工藤　陽二	199	三ヶ尻勇輝
214	小牟田　毅	215	戸田　徹郎
216	尾﨑　友美	222	溝口　俊彦
230	力久　麻美	255	前村　武生
270	梶原　　司	280	平田　雄亮
295	辻　　勝則	341	窪田　早成
362	杉野　高文	401	南﨑　美穂
460	冨永　恵美	496	轟木　昭弘
612	小坂健太郎	615	吉田やよい
621	坂田　　剛	636	西　　敬子
718	小野あゆみ	723	池田　龍太
729	牧山　弘樹	754	中園　健一
900	宮部　慎吾	921	宮城　　誠
950	田代　洋平	1054	河邉　彰子
1057	佐用　朋子	1435	小針　啓幸
受験地	佐賀		
4	山口都茂次	38	鶴橋　正輝
54	古川　　寿	111	豆田伊左徳
139	久米　雄大		
受験地	長崎		
36	池松　太二	45	岩佐　和彦
47	永田　康文	66	廣瀬真之介
84	田川　裕祐	168	石本　貴志
受験地	大分		
18	本城　幹大	32	近藤　　剛
143	小倉　　剛		
受験地	熊本		
4	村中　　健	25	石川　亮介
39	高瀧　　理	55	牛島　　修
69	草留　志郎	89	小屋松俊太
92	田上　大地	93	渡邊　倫子
160	岩本　　健	256	竹本　直史
275	成松慎太郎	307	宮村　和哉
325	中山　学史	329	後藤　　浩
受験地	鹿児島		
11	新村　明俊	15	小池　信一
16	福永　新作	76	越場　進介
124	中牟禮　要	131	福迫　和広
138	祝原　竜太	141	久永　雅仁
158	坂本秀一朗	231	天達　周二
256	石塚　健太	271	峠坂　洋昭
受験地	宮崎		
10	奥　　兼治	23	瀬尾　光億
40	鎌田　亮介	84	宮田　朋子

受験地	那覇		
11	横山　耕治	19	赤嶺　留美
37	崎間　考史	46	仲村　一真
54	松田　昭夫	63	浦崎　優菜
90	大城　竜士	222	渡名喜大介
310	比屋根　敦		
受験地	仙台		
32	遊佐慎一郎	50	佐々木峰子
173	三浦　真澄	206	安田　直子
受験地	福島		
27	坂田　英輝	39	小松　峰子
107	小田　　博	120	小畑　恭之
137	車田　純一		
受験地	秋田		
49	大橋　龍馬	108	川越　伸彦
120	小川　　達		
受験地	青森		
21	中里　元哉	27	山本　敏浩
50	今　　文寿	57	笹山　悦子
62	工藤恵之助	92	髙森　大輔
受験地	札幌		
23	菊地　朱美	68	巽　　亮仁
101	濱谷　　紅	153	佐藤　　圭
220	別宮　史泰	279	秋成　太一
291	小山　優希	477	松崎　公一
618	中川由紀子	798	佐藤　大吾
806	松島　竜一		
受験地	函館		
10	小松美貴子	29	鈴木　真澄
40	木原　由貴		
受験地	高松		
1	田町健一郎	6	巻島　弘兼
29	川﨑　佳那	36	五ノ坪佑輔
51	村尾　直子	60	石垣　紀彦
63	鍋坂　直達	94	松本　英雄
受験地	徳島		
57	仁木　典子	73	秋月　直記
79	乾　　香織	100	平瀬　正明
受験地	高知		
4	前田　教祐	5	森　　康浩
85	有藤　尚輝		
受験地	松山		
1	山本真太朗	8	本田奈緒美
18	山岡　信己	71	木原　君代
74	竹本　厚良		

公告

認可事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６７９号

仙台市太白区長町５丁目３－25　菱沼ビル202号室、住民票上の住所仙台市太白区八本松１丁目８番27号　アルファースリー107

債務者　大沼　大助

1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６９０号

宮城県多賀城市鶴ケ谷１丁目９番１－５号

債務者　古山久美子

1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号

福島県郡山市安積町南長久保１丁目256番地

債務者　高森　浩恵

1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで

福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３７０号

埼玉県熊谷市拾六間475番地１

債務者　垂石　英順

1　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３７１号

埼玉県熊谷市拾六間475番地１

債務者　垂石こと　染谷久美子

1　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４３３号

新潟市東区石山３丁目５番22号

債務者　齋藤　文子

1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで

新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号

石川県鳳珠郡能登町字真脇42字65番地

債務者　横田としみ

1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで

金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第４７号

石川県鳳珠郡能登町字宇出津新１字170番地

債務者　岩井　　忠

1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで

金沢地方裁判所輪島支部